

第140期 定時株主総会 招集ご通知

当日ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。

目次

第140期定時株主総会招集ご通知 …	1
議決権行使のご案内 ……………	3
ライブ配信のご案内 ……………	6
株主総会参考書類 ……………	8
事業報告 ……………	38

日時 2025年6月25日(水曜日)午前10時

※受付開始は午前9時を予定しております。

場所 東京都港区高輪三丁目13番1号
グランドプリンスホテル高輪
地下1階 プリンスルーム

議案

<会社提案> (第1号議案から第7号議案)

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
- 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）等に対する業績連動型株式報酬の額及び内容決定の件

<株主提案> (第8号議案から第14号議案)

- 第8号議案 定款一部変更の件
- 第9号議案 定款一部変更の件
- 第10号議案 監査役解任の件
- 第11号議案 定款一部変更の件
- 第12号議案 定款一部変更の件
- 第13号議案 定款一部変更の件
- 第14号議案 定款一部変更の件

シチズン時計株式会社

証券コード 7762

株主各位

証券コード 7762
2025年6月3日
電子提供措置の開始日 2025年5月30日

東京都西東京市田無町六丁目1番12号

シチズン時計株式会社

代表取締役社長 **大治 良高**

第140期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第140期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

[当社ウェブサイト]

https://www.citizen.co.jp/ir/general_meeting.html



[東京証券取引所ウェブサイト]

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



※「銘柄名(会社名)」に「シチズン時計」または「コード」に「7762」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「株主総会招集通知/株主総会資料」欄からご覧ください。

なお、当日のご出席以外にも、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討くださいますと、3ページに記載の「議決権行使のご案内」をご確認のうえ、2025年6月24日(火曜日)午後5時30分までに議決権を行使いただきたく、お願い申し上げます。

[インターネットによる議決権の行使]

当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、画面の案内に従って、上記の行使期限までに賛否をご入力ください。

[書面(郵送)による議決権の行使]

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

<p>1 日 時</p>	<p>2025年6月25日（水曜日）午前10時 ※受付開始は午前9時を予定しております。</p>																
<p>2 場 所</p>	<p>東京都港区高輪三丁目13番1号 グランドプリンスホテル高輪 地下1階 プリンスルーム</p>																
<p>3 目的事項</p>	<p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 第140期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 第140期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件 <p>決議事項</p> <p><会社提案> (第1号議案から第7号議案)</p> <p>第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件 第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）等に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件</p> <p><株主提案> (第8号議案から第14号議案)</p> <table border="0"> <tr> <td>第8号議案</td> <td>定款一部変更の件</td> <td>第12号議案</td> <td>定款一部変更の件</td> </tr> <tr> <td>第9号議案</td> <td>定款一部変更の件</td> <td>第13号議案</td> <td>定款一部変更の件</td> </tr> <tr> <td>第10号議案</td> <td>監査役解任の件</td> <td>第14号議案</td> <td>定款一部変更の件</td> </tr> <tr> <td>第11号議案</td> <td>定款一部変更の件</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	第8号議案	定款一部変更の件	第12号議案	定款一部変更の件	第9号議案	定款一部変更の件	第13号議案	定款一部変更の件	第10号議案	監査役解任の件	第14号議案	定款一部変更の件	第11号議案	定款一部変更の件		
第8号議案	定款一部変更の件	第12号議案	定款一部変更の件														
第9号議案	定款一部変更の件	第13号議案	定款一部変更の件														
第10号議案	監査役解任の件	第14号議案	定款一部変更の件														
第11号議案	定款一部変更の件																
<p>4 招集にあたっての決定事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> 議決権行使書面において、各議案につき賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとしてお取り扱いいたします。 インターネット及び郵送の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。 インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。 																

以上

- ① 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ② 次に掲げる事項は、法令及び定款の規定に基づき、電子提供措置事項記載書面には記載しておりません。
 - ・ 事業報告のうち「会計監査人の状況」、「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」及び「会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」
 - ・ 連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結注記表）
 - ・ 計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表）
 - ・ 監査報告（連結計算書類に係る会計監査報告、計算書類に係る監査報告、監査役会の監査報告）
 なお、監査役及び会計監査人は、これらの事項を含む監査対象書類を監査しております。
- ③ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載いたします。



議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。

株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2025年6月25日（水曜日）
午前10時



インターネットで議決権を行使する方法

4ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月24日（火曜日）
午後5時30分入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を行使する方法

5ページの案内に従って、同封の議決権行使書用紙に議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年6月24日（火曜日）
午後5時30分到着分まで

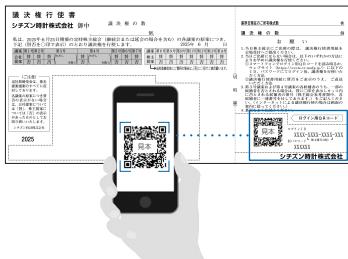
機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主番号 00000000
<input type="radio"/> 賛成
<input type="radio"/> 反対
<input type="radio"/> 無効
株主番号 00000000
行先番号 00000000
議決権 500
議決権行使 <input type="checkbox"/>
Agenda English <input type="checkbox"/>
議決権行使書は、株主様ご自身で印刷されたものに基づいて議決権行使を行うこととなります。以下よりお手続きをお願いします。
会社情報確認と承認 株主情報確認
<input type="button" value="戻る"/>
<input type="button" value="戻る"/>
トップページへ

ログインID・仮パスワードを入力する方法

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。

<https://evote.tr.mufig.jp/>

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力してください。

- 3 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

インターネット及び郵送の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議 決 権 行 使 書

シチズン時計株式会社 御中

議 決 権 の 数

個

私は、2025年6月25日開催の定時株主総会（継続会または延会の場合を含む）の各議案の原案につき、
下記（賛否を○印で表示）のとおりに議決権を行使します。 2025年 6 月 日

議案	第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号	第7号	議案	第8号	第9号	第10号	第11号	第12号	第13号	第14号
会社 提案	賛 否	賛 否	賛 否	賛 否 <small>（ただし を除く）</small>	賛 否 <small>（ただし を除く）</small>	賛 否	賛 否	株主 提案	賛 否						

↳当社取締役会にご賛同の場合は、「否」に○印でご表示願います。

（ご注意）

当社取締役会は、
提案議案のすべて
に対しております。

各議案の原案につき賛
否の表示がない場合
は、会社提案につい
ては「賛」、株主提案
については「否」の表示

こちらに議案の賛否をご記入ください。

<会社提案>

第1・2・5・6・7号議案

- ・賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- ・反対する場合 >> 「否」の欄に○印

<会社提案>

第3・4号議案

- ・全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- ・全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- ・一部の候補者に >> 「賛」の欄に○印をし、
反対する場合 反対する候補者の番号を
ご記入ください。

<株主提案>

第8号議案 - 第14号議案

- ・賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- ・反対する場合 >> 「否」の欄に○印

**当社取締役会は、
株主提案議案のすべてに
反対しております。**

各議案の原案につき賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

ライブ配信のご案内

1. 配信日時

2025年6月25日（水曜日） 午前10時から株主総会終了時刻まで

※ ライブ配信ページは、株主総会当日の午前9時30分頃からアクセス可能となります。

2. ご視聴の方法

- (1) パソコンまたはスマートフォン等で以下のURLを直接ご入力いただくか、QRコードを読み込むかの方法により、株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」（以下、「本ウェブサイト」といいます。）へのアクセスをお願いいたします。

URL

<https://engagement-portal.tr.mufg.jp/>



(QRコード)

- (2) 本ウェブサイトにて以下のID及びパスワードを入力し、利用規約をご確認のうえ「利用規約に同意する」にチェックを入れた後、「ログイン」ボタンのクリックをお願いいたします。

- ① ID：**3810**（4桁の半角数字）に続けて議決権行使書用紙に記載されている「**株主番号**」（8桁の半角数字）
 ※ 議決権行使書を投函する前に、必ずお手元にお控えください。
- ② パスワード：2025年3月末（基準日）時点における**株主名簿上のご登録住所の「郵便番号」**（ハイフンを除く7桁の半角数字）に続けて**2025**（4桁の半角数字）

議決権行使書

シチズン時計株式会社 御中

議決権の数

私は、2025年6月25日開催の定時株主総会（継続会または延会の場合を含む）の各議案の原案につき、下記（賛否を○印で表示）のとおり議決権を行使します。 2025年 6 月 日

議案	第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号	第7号	議案	第8号	第9号	第10号	第11号	第12号	第13号	第14号
議案	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛	議案	賛	賛	賛	賛	賛	賛	賛
提案	否	否	否	否	否	否	否	提案	否	否	否	否	否	否	否

（ご注意）

当社取締役会は、株主総会開催のウェブサイトに
 対してあります。
 各議案の原案につき賛
 否の表示がない場合は、
 会社原案については「○」、
 株主提案については「○」
 の表示があったものとして
 取り扱います。
 シチズン時計株式会社

2025

(パスワード)郵便番号※に続けて**2025**
 (合計11桁の半角数字)

○○○-××××
 △△申口□□ 1-2-3

基準日現在のご所有株式数

株

議決権の数

個

お 願 い

1. 当日株主総会にご出席の際は、議決権行使書用紙を
 全額お持ちください。
2. 当日ご出席にならない場合は、以下のいずれかの方法に
 よりお手持に議決権行使書を送付ください。
 ・スマートフォンでログイン用QRコードを読み取るか、
 ・<https://evoting.tr.mufg.jp/> に以下の
 URLにてログイン後、議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、ご郵送
 いただく方法。
3. 第3号議案および第4号議案の各候補者のうち一部の
 候補者を否とされる場合は、賛に○印を赤色でコック内
 に印とされる候補者の番号（株主総会参加届書）に、各
 候補者ごとに連番号を付してあります。○を記入くださ
 い。（ワンチケットによる議決権行使の場合は画面の
 案内に従ってください）
4. 裏面もよくお読みください。

取

続



見本

ログイン用QRコード
 ログインID
 3810-XXXX-XXXX-XXX
 (パスワード・株主番号9桁)
 XXXXX

シチズン時計株式会社

(ID)3810に続けて株主番号
 (合計12桁の半角数字)

ログインID

3810-XXXX-XXXX-XXX

株主番号(8桁)

※ パスワードに使用する郵便番号は、議決権行使書用紙に記載の郵便番号とは異なる場合がございます。

- (3) 本ウェブサイトにて「当日ライブ視聴」ボタンをクリックし、利用規約をご確認のうえ「利用規約に同意する」にチェックを入れた後、「視聴する」ボタンのクリックをお願いいたします。

3. 視聴テストの方法

「2. ご視聴の方法」にてご案内の方法により本ウェブサイトログインされた後、本ウェブサイト内の「視聴環境テスト」ボタンより、事前に視聴環境のテストを行っていただくことが可能です。

4. ご視聴に関する留意事項

- (1) やむを得ない事情により、ライブ配信を行うことができなくなる可能性がございます。その場合は、当社ウェブサイト (https://www.citizen.co.jp/ir/general_meeting.html) にてお知らせいたします。
- (2) **ライブ配信をご覧いただくことは、会社法上、株主総会への出席とは認められないため、議決権の行使やご質問を含めた一切のご発言を行っていただくことはできません。議決権につきましては、3ページから5ページにてご案内の方法により事前に行使くださいますようお願い申し上げます。**
- (3) ご視聴は、株主様ご本人のみに限定させていただきます。
- (4) ライブ配信の撮影・録画・録音・保存及びSNS等での公開等は、固くお断りいたします。
- (5) インターネットの通信環境等により、映像及び音声の乱れ、配信の中断等の不具合が生じる場合がございますので、ご了承ください。
- (6) ご使用の機器やネットワーク環境によっては、ご視聴いただけない場合がございます。
- (7) 本ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金、通信料金等）は、株主様のご負担となります。

5. 株主総会へご出席される株主様へのご案内

ライブ配信用の会場の撮影につきましては、株主様のプライバシー等に配慮いたしますが、やむを得ずご出席の株主様が映り込んでしまう場合がございます。ご了承ください。

【ライブ配信に関するお問い合わせ先】

- ① ID・パスワードに関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社

 0120-676-808 (通話料無料)

受付時間

午前9時から午後5時まで（土日祝日等を除く。）
ただし、株主総会当日は午前9時から株主総会終了時刻まで

- ② ネットワーク環境等の技術的な点に関するお問い合わせ

株式会社ブイキューブ

03-6833-6853

受付時間

2025年6月25日（水）午前9時から株主総会終了時刻まで

株主総会参考書類

会社提案
第1号議案

剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な政策と位置付けており、2022年度（2023年3月期）から2024年度（2025年3月期）までの3か年の「中期経営計画2024」の株主還元方針として、安定的かつ継続的な配当を重視し、配当性向50%を目安とすることを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、連結業績との連動と安定配当のバランスを勘案し、以下のとおり、1株につき22円50銭（中間配当金22円50銭を含め年間配当金は1株につき45円）といたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類

金銭

2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金22円50銭

配当総額5,496,031,800円

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月26日

(ご参考)

		第138期 (2022年度)	第139期 (2023年度)	第140期 (当期) (2024年度)
配当金額 (1株当たり年間配当金)	(百万円) (円)	9,315 (34)	9,770 (40)	10,992 (45)
自己株式取得額	(百万円)	30,542	12,301	—
合計	(百万円)	39,857	22,072	10,992
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	21,836	22,958	23,876

定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 取締役会の監査・監督機能の一層の強化とガバナンスの更なる充実を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の効率性を高めるため、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
- (2) 取締役会の決議によって重要な業務執行（会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる旨の規定を新設するものであります。
- (3) 監査等委員会設置会社への移行に伴う監査役の責任免除に関する経過措置として、新たに附則を設けるものであります。
- (4) 以上のほか、条数及び字句の整備、規定の整理等、全般にわたって所要の変更を加えるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案に係る決議の効力は、本総会終結の時をもって生じるものといたします。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. 監査役 <u>3. 監査役会</u> 4. 会計監査人 <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 ③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。 	<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> 3. <u>会計監査人</u> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <ol style="list-style-type: none"> ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議または取締役会から委任を受けた取締役の決定によって定め、これを公告する。 ③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規則) 第11条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>	<p>(株式取扱規則) 第11条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、<u>取締役会の決議または取締役会から委任を受けた取締役の決定によって定める株式取扱規則による。</u></p>
<p>(招集権者および議長) 第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 ② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>	<p>(招集権者および議長) 第14条 (現行どおり) ② 取締役社長に事故があるときは、<u>取締役会の決議によって</u>あらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>
<p>(取締役の員数) 第18条 当会社の取締役は、<u>15名以内とする。</u> (新 設)</p>	<p>(取締役の員数) 第18条 当会社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は、<u>9名以内とする。</u> ② <u>当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p>
<p>(取締役の選任方法) 第19条 取締役は、<u>株主総会において選任する。</u> ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>	<p>(取締役の選任方法) 第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</u> ② (現行どおり) ③ (現行どおり)</p>
<p>(取締役の任期) 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新 設)</p>	<p>(取締役の任期) 第20条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役および役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長および取締役副社長各1名、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第22条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② 取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役社長が、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(代表取締役および役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長、取締役社長および取締役副社長各1名、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② 取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役社長が、取締役社長に事故があるときは、<u>取締役会の決議によって</u>あらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任) 第24条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第24条 (省 略)</p>	<p>第25条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会規則)</p>	<p>(取締役会規則)</p>
<p>第25条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>取締役会において定める取締役会規則</u>による。</p>	<p>第26条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>取締役会の決議によって定める取締役会規則</u>による。</p>
<p>(取締役の報酬等)</p>	<p>(取締役の報酬等)</p>
<p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「<u>報酬等</u>」という。）は、<u>株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>第27条 (省 略)</p>	<p>第28条 (現行どおり)</p>
<p>第5章 <u>監査役および監査役会</u></p>	<p>(削 る)</p>
<p>(監査役の員数)</p>	<p>(削 る)</p>
<p>第28条 <u>当会社の監査役は、4名以内とする。</u></p>	<p>(削 る)</p>
<p>(監査役の選任方法)</p>	<p>(削 る)</p>
<p>第29条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p>	<p>(削 る)</p>
<p>② <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	
<p>(監査役の任期)</p>	<p>(削 る)</p>
<p>第30条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>	<p>(削 る)</p>
<p>② <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	
<p>(常勤の監査役)</p>	<p>(削 る)</p>
<p>第31条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>(削 る)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>	<p>(削 る)</p>
<p>(監査役会規則)</p> <p>第33条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p>	<p>(削 る)</p>
<p>(監査役の報酬等)</p> <p>第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(削 る)</p>
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する最低責任限度額のいずれが高い額とする。</p>	<p>(削 る)</p>
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第5章 監査等委員会</p> <p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第29条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>(<u>監査等委員会の招集通知</u>)</p> <p><u>第30条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>② <u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
(新 設)	<p>(<u>監査等委員会規則</u>)</p> <p><u>第31条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p>
第36条 ↳ 第39条	<p>第32条 ↳ 第35条</p> <p>(現行どおり)</p>
(新 設)	<p>(<u>附則</u>)</p> <p><u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、第140期定時株主総会終結前の行為に係る同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p>

取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認されることを条件として、本総会終結の時をもって監査等委員会設置会社へ移行いたします。また、取締役8名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）7名の選任をお願いするものであります。

本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認され、その決議の効力が生じた時をもって生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当	候補者属性	取締役会への出席状況
1	おおじ よしたか 大治 良高	代表取締役社長	再任	17回／17回 (100%)
2	ふるかわ としゆき 古川 敏之	専務取締役 経営企画部・情報システム部担当、デバイス事業担当	再任	17回／17回 (100%)
3	みやもと よしあき 宮本 佳明	常務取締役 グループリスクマネジメント、人事部・総務部・CSR室担当	再任	17回／17回 (100%)
4	こばやし けいいち 小林 啓一	上席執行役員 広報IR室・サステナビリティ推進部・開発部・知的財産部担当	新任	—
5	くぼき としこ 窪木 登志子	社外取締役 —	再任 社外 独立	17回／17回 (100%)
6	おおさわ よしお 大澤 善雄	社外取締役 —	再任 社外 独立	17回／17回 (100%)
7	よしだ かつひこ 吉田 勝彦	社外取締役 —	再任 社外 独立	17回／17回 (100%)

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1 再任	 おお じ よし たか 大治 良高 (1963年11月23日生)	1986年 4月 当社入社 2005年 8月 当社時計事業統括本部マーケティング本部付 (シンガポール駐在) 2011年 6月 シチズン時計(株)管理本部事業管理部長 2015年 4月 当社経営企画部長 2016年10月 当社執行役員 2017年 6月 当社取締役 2019年 4月 当社商品開発本部長兼時計開発本部長兼研究開発センター長 2022年 4月 当社常務取締役 2022年 4月 当社時計事業本部長 2025年 4月 当社代表取締役社長 (現職)	18,897株
		取締役候補者とした理由 当社グループの時計事業における経営戦略の推進を担った経験と当社において時計の製品開発を推進してきた実績等を踏まえ、「中期経営計画2027」の実行を通じて当社グループの経営を牽引することにより、引き続き当社グループの企業価値向上への主導的な役割が期待できることから、取締役候補者といえました。	取締役会への出席状況 17回/17回 (100%)

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2 再任	 ふる かわ とし ゆき 古川 敏之 (1963年1月19日生)	1986年 4月 当社入社 2009年 4月 当社IR広報室長 2011年 6月 当社経営企画部長 2015年 4月 シチズン時計(株)取締役 2015年 4月 同社経営企画部長、経理部担当 2016年 6月 当社取締役 2016年 6月 当社経営企画部長 2016年 6月 当社経理部・広報IR室担当 2016年10月 当社情報システム部担当 (現職) 2021年 4月 当社経営企画部担当 (現職) 2022年 4月 当社常務取締役 2025年 4月 当社専務取締役 (現職) 2025年 4月 当社デバイス事業担当 (現職)	11,821株
		取締役候補者とした理由 当社のIR広報室長として投資家との対話や広報戦略に携わった後、当社の経営企画部長として当社グループの経営戦略を策定してきた実績、当社の取締役として経営企画部及び経理部等を担当してきた実績と経験を踏まえ、引き続き当社グループの企業価値向上への主導的な役割が期待できることから、取締役候補者といえました。	取締役会への出席状況 17回/17回 (100%)

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3 再任	 <p>みやもと よしあき 宮本 佳明 (1963年2月3日生)</p>	1990年 8月 当社入社 2009年 4月 シチズン時計(株)管理本部事業管理部副部長 2010年12月 同社企画本部戦略企画部副部長 2012年 4月 Citizen Watch Manufacturing (Thailand) Co., Ltd.代表取締役社長 2014年 4月 Citizen Watch Europe GmbH代表取締役社長 2017年 4月 当社上席執行役員 2017年 4月 当社総務部長 2017年 6月 当社グループリスクマネジメント、人事部担当 (現職) 2018年 6月 当社取締役 2019年 4月 当社環境マネジメント室担当 2019年 4月 当社CSR室担当 (現職) 2025年 4月 当社常務取締役 (現職) 2025年 4月 当社総務部担当 (現職)	12,652株
		取締役候補者とした理由 当社グループの時計製造を担う海外子会社において新工場の立ち上げを推進した後、時計販売を担う海外子会社の経営を担当してきた経験と当社の取締役としてグループリスクマネジメント、総務部及び人事部を担当した実績等を踏まえ、引き続き当社グループの企業価値向上への主導的な役割が期待できることから、取締役候補者となりました。	取締役会への出席状況 17回/17回 (100%)

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4 新任	 <p>こばやし けいいち 小林 啓一 (1968年8月6日生)</p>	1992年 4月 シチズン商事(株)入社 2005年 9月 当社時計事業統括本部マーケティング本部付 (アメリカ駐在) 2007年 4月 シチズン時計(株)CB事業部付 (アメリカ駐在) 2016年10月 当社グローバル企画事業部スイス部副部長 2017年 4月 Citizen Watch Europe GmbH代表取締役社長 2022年 4月 当社執行役員 2022年 4月 当社経営企画部長 2025年 4月 当社上席執行役員 (現職) 2025年 4月 当社広報IR室・サステナビリティ推進部・開発部・知的財産部担当 (現職)	6,099株
		取締役候補者とした理由 当社グループの時計販売を担う海外子会社の経営を担当してきた経験と当社の経営企画部長として当社グループの経営戦略を策定してきた実績等を踏まえ、当社グループの企業価値向上への貢献が期待できることから、新たに取締役候補者となりました。	取締役会への出席状況 -

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5 再任	 <p>くぼき としこ 窪木 登志子 (1960年2月26日生)</p>	1987年 4月 弁護士登録 2002年 2月 東京家庭裁判所調停委員 (現職) 2012年 4月 中央大学法科大学院客員教授 (現職) 2015年 6月 フォール(株) (現クオールホールディングス(株)) 社外取締役 (現職) 2015年 6月 (一社)共同通信社社外監事 (現職) 2016年 6月 当社社外監査役 2019年 6月 当社社外取締役 (現職) 2021年12月 中央区特別職報酬等審議会委員 (現職) 2023年 4月 国立大学法人東京医科歯科大学副学長 2023年 6月 旭有機材(株)監査等委員である社外取締役 (現職) 2024年10月 国立大学法人東京科学大学副理事 (現職) 2025年 4月 東京都中央区監査委員 (現職)	5,000株
		<p>社外取締役候補者とした理由及び期待する役割の概要</p> <p>弁護士としての専門的見地及び会社の社外取締役としての経験を当社の経営のチェックや監督に活かしていただくことに加え、独立した客観的な立場で当社の代表取締役社長の選定等や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っていただくことを期待して、引き続き社外取締役候補者いたしました。同氏は、これまで社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士として会社法務に精通しており、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しました。</p>	取締役会への出席状況 17回/17回 (100%)

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
6 再任	 <p>おお さわ よし お 大澤 善雄 (1952年1月22日生)</p>	2003年 4月 住友商事(株)理事ネットワーク事業本部長 2005年 4月 同社執行役員ネットワーク事業本部長 2007年 4月 同社執行役員メディア事業本部長 2008年 4月 同社常務執行役員メディア・ライフスタイル事業部門長 2008年 6月 同社代表取締役常務執行役員 2011年 4月 同社代表取締役専務執行役員 2013年 6月 SCSK(株)代表取締役社長兼COO 2015年 4月 同社代表取締役社長 2016年 4月 同社取締役会長 2017年 4月 同社取締役 2018年 3月 キヤノンマーケティングジャパン(株)社外取締役 (現職) 2019年 6月 当社社外取締役 (現職) 2024年 6月 (株)富士通ゼネラル社外取締役 (現職)	一株
		<p>社外取締役候補者とした理由及び期待する役割の概要</p> <p>経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営のチェックや監督に活かしていただくことに加え、独立した客観的な立場で当社の代表取締役社長の選定等や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っていただくことを期待して、引き続き社外取締役候補者いたしました。</p>	取締役会への出席状況 17回/17回 (100%)

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
7 再任	 よしだ かつひこ 吉田 勝彦 (1954年4月5日生)	2007年 6月 花王(株)執行役員 2012年 6月 同社常務執行役員 2014年 3月 同社代表取締役常務執行役員 2015年 3月 同社代表取締役専務執行役員 2019年10月 (一社)日本子育て支援協会理事長（現職） 2022年 6月 川崎重工業(株)社外取締役（現職） 2022年 6月 当社社外取締役（現職）	8,072株
		社外取締役候補者とした理由及び期待する役割の概要 経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営のチェックや監督に活かしていただくことに加え、独立した客観的な立場で当社の代表取締役社長の選定等や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っていただくことを期待して、引き続き社外取締役候補者いたしました。	取締役会への出席状況 17回/17回 (100%)

- (注) 1. 略歴中にある「シチズン時計(株)」は、当社が2007年4月2日に新設分割により設立した子会社であり、2016年10月1日に当社との合併により解散いたしました。
2. 所有する当社の株式の数には、持株会における持分を含んでおります。
3. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
4. 当社は、候補者 窪木登志子、大澤善雄及び吉田勝彦の各氏が社外取締役として期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第427条第1項の規定に基づき、各氏との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、各氏の再任をご承認いただいた場合には、当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,000万円または法令に定める最低責任限度額のいずれか高い額であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が職務の執行に関して行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害は填補されないなどの免責事由があります。各候補者が取締役就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。保険料は当社が負担しており、被保険者の保険料負担はありません。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 候補者 窪木登志子、大澤善雄及び吉田勝彦の各氏は、社外取締役候補者であります。当社は、窪木登志子、大澤善雄及び吉田勝彦の各氏を東京証券取引所の定める独立役員に指定し、届け出ております。窪木登志子及び大澤善雄の両氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年、吉田勝彦氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年であります。
7. 候補者 吉田勝彦氏が社外取締役として在任している川崎重工業(株)において、2024年に潜水艦修繕事業及び船用エンジン事業における不正事案が判明いたしました。同氏は、当該事実について事前には認識しておりませんでした。日頃から同社グループのガバナンス強化や法令遵守等に関する提言を行ってまいりました。また、当該事実の認識後は、全容の解明、原因の究明、その他不正事案の調査及びコンプライアンス体制強化等の再発防止策について提言を行うなど、その職責を適切に果たしております。

会社提案
第4号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認されることを条件として、本総会終結の時をもって監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴い、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認され、その決議の効力が生じた時をもって生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1 新任	 やなぎ かずのり 柳 和徳 (1963年2月3日生)	1986年 4月 当社入社 2007年 4月 シチズン時計(株)管理本部経理部長 2011年 8月 同社経理部長 2012年 4月 シチズン宝飾(株)執行役員 2014年 3月 ROYAL TIME CITI CO., LTD.取締役 2014年 8月 同社代表取締役社長 2017年 4月 同社取締役 2019年 4月 シチズン時計マニュファクチャリング(株)取締役 2022年 6月 当社監査役（現職）	7,663株
		監査等委員である取締役候補者とした理由 当社において主として会計業務に携わり、当社の子会社において経理部門の責任者を歴任した後、代表取締役社長として当社の子会社の経営を担った経験を有しており、これを当社の監査に活かしていただくことが期待できるため、新たに監査等委員である取締役候補者といたしました。	取締役会への出席状況 17回/17回 (100%) 監査役会への出席状況 13回/13回 (100%)

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2 新任	 <p>いしだ やえこ 石田 八重子 (1970年8月18日生)</p>	2000年10月 弁護士登録 2007年 1月 東京簡易裁判所司法委員 2016年 4月 東京家庭裁判所立川支部調停委員 2019年 6月 当社社外監査役 (現職) 2021年 6月 (株)いなげや社外取締役 (現職) 2023年 6月 新電元工業(株)社外取締役 (現職)	一株
		監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待する役割の概要	取締役会への出席状況
		弁護士としての豊富な経験と見識を有しており、弁護士としての専門的見地を当社の監査に活かしていただけることを踏まえ、監査等委員である取締役として適任と判断いたしました。同氏は、これまで社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士として会社法務に精通しており、監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、新たに監査等委員である取締役候補者といたしました。	17回/17回 (100%) 監査役会への出席状況 13回/13回 (100%)

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3 新任	 <p>やま なか のり こ 山中 典子 (1973年4月22日生)</p>	1998年10月 朝日監査法人(現有限責任あずさ監査法人)入所 2002年 4月 公認会計士登録 2004年 8月 金融庁証券取引等監視委員会特別調査課入庁 2006年 8月 あずさ監査法人(現有限責任あずさ監査法人)入所 2012年 9月 サントリーホールディングス(株)入社 2022年 3月 (株)プロントコーポレーション監査役 2024年 3月 (株)l-o-n-e 監査等委員である社外取締役 (現職)	一株
		監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待する役割の概要	
		公認会計士としての豊富な経験と見識を有しており、公認会計士としての専門的見地を当社の監査に活かしていただけることを踏まえ、監査等委員である取締役として適任と判断いたしました。同氏は、これまで社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、公認会計士として企業会計及び内部統制に精通しており、監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、新たに監査等委員である取締役候補者といたしました。	

- (注) 1. 略歴中にある「シチズン時計㈱」は、当社が2007年4月2日に新設分割により設立した子会社であり、2016年10月1日に当社との合併により解散いたしました。
2. 所有する当社の株式の数には、持株会における持分を含んでおります。
3. 候補者 石田八重子氏の弁護士としての職務上の氏名は「北代八重子」であります。
4. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
5. 当社は、柳 和徳及び石田八重子の両氏が監査役として期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第427条第1項の規定に基づき、両氏との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,000万円または法令に定める最低責任限度額のいずれか高い額であります。また、当社は、候補者 柳 和徳、石田八重子及び山中典子の各氏の選任をご承認いただいた場合、各氏が取締役として期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第427条第1項の規定に基づき、各氏との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,000万円または法令に定める最低責任限度額のいずれか高い額とする予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が職務の執行に関して行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害は填補されないなどの免責事由があります。各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。保険料は当社が負担しており、被保険者の保険料負担はありません。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 候補者 石田八重子及び山中典子の両氏は、社外取締役候補者であります。当社は、石田八重子氏を東京証券取引所の定める独立役員に指定し、届け出ております。また、山中典子氏を東京証券取引所の定める独立役員に指定し、届け出る予定であります。なお、石田八重子氏は、現在当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって6年であります。

(ご参考)

社外役員の独立性判断基準

当社は、当社の社外役員又はその候補者が、当社が合理的に可能な範囲で調査した結果、次に掲げるいずれの項目にも該当しない場合に、当該社外役員又は社外役員候補者は一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立性を有するものと判断します。

- (1) 現在又は過去において、当社グループ（当社及びその子会社から成る企業集団をいう。以下同じ。）の役員（当社の社外取締役及び社外監査役を除く。）又は使用人であった者
- (2) 当社を主要な取引先とする者^(注1)又はその業務執行者（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいう。以下同じ。）
- (3) 当社の主要な取引先^(注2)又はその業務執行者
- (4) 当社グループから役員報酬以外に1,000万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
- (5) 当社グループから1,000万円以上の金銭その他の財産による寄附を受けている者（当該寄附を得ている者が法人又は組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
- (6) 直接又は間接に、当社の総株主の議決権の10%以上を有する者又はその業務執行者
- (7) 当社グループの役員又は使用人が他の会社の社外役員である場合であって、当該他の会社の当該社外役員以外の役員又は使用人が、当社の社外役員又はその候補者である場合の当該役員又は使用人
- (8) 当社の最終事業年度及び過去3事業年度において、(2)から(7)に該当する者
- (9) (1)から(8)までに掲げる者の配偶者又は二親等内の親族

(注1) 「当社を主要な取引先とする者」とは、当該取引先の当社グループに対する売上高が当該取引先グループ（当該取引先並びにその親会社及びその子会社から成る企業集団をいう。以下同じ。）の連結売上高の2%以上である者をいう。

(注2) 「当社の主要な取引先」とは、当社グループの当該取引先グループに対する売上高が当社の連結売上高の2%以上である者をいう。

(ご参考)

取締役のスキル・マトリックス

本招集ご通知記載の候補者を原案どおり選任いただいた場合の各取締役が保有するスキルは次のとおりであります。

地位/氏名	性別	企業経営/ 経営戦略	販売/ マーケティング	技術/開発/ 生産	グローバル 経営	IT/DX	人財開発/ ダイバーシティ	財務/会計	ESG/サス テナビリテ ィ	法務/リス クマネジメ ント
代表取締役社長 大治良高	男	●	●	●	●				●	
専務取締役 古川敏之	男	●	●		●	●		●	●	
常務取締役 宮本佳明	男	●		●	●		●		●	●
取締役 小林啓一	男	●	●		●	●			●	
社外取締役 窪木登志子	女						●		●	●
社外取締役 大澤善雄	男	●	●		●	●			●	●
社外取締役 吉田勝彦	男	●	●	●			●		●	
取締役 常勤監査等委員 柳 和徳	男	●		●	●		●	●		
社外取締役 監査等委員 石田八重子	女								●	●
社外取締役 監査等委員 山中典子	女							●		●

- (注) 1. 各取締役が有するすべての知見及び経験を表すものではありません。
2. 石田八重子氏の弁護士としての職務上の氏名は「北代八重子」であります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2018年6月27日開催の第133期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）の報酬等の総額を年額3億7,000万円以内、2019年6月26日開催の第134期定時株主総会において、社外取締役の報酬等の総額を年額4,000万円以内とご決議いただき今日に至っております。

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認されることを条件として、本総会終結の時をもって監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、現在の取締役の報酬等の額に関する定めを廃止し、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を決定することについて、ご承認をお願いするものであります。当社の掲げる企業理念に基づく持続的な成長への意欲の向上に資するとともに、優秀な人材の確保が可能となる水準で、かつ、監査等委員会設置会社への移行に伴う業務執行体制の変化や外部データ、世間水準及び今後の動向その他諸般の事情を勘案のうえ、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の総額を年額3億4,000万円以内（うち社外取締役分は年額7,000万円以内）と定めることとし、賞与等（第7号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）等に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件」が原案どおり承認された場合の株式報酬を除く。）につきましてもその範囲内で支給いたしたいと存じます（ただし、社外取締役には賞与を支給しないことといたしたいと存じます）。また、従来どおり、使用人兼務取締役の使用人分給与は支給しないことといたしたいと存じます。

当社は、本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、本総会終結後に開催予定の取締役会において、「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」につき、対象者を「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」と改める等の変更を加えることを予定しております。本議案は、当該方針に沿って取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容を定めるためにも必要なものであり、また、社外取締役を委員長とし、委員の過半数を社外取締役で構成する報酬委員会の勧告に基づいて提出していることから相当であるものと考えております。

現在の取締役は8名（うち社外取締役3名）ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」が原案どおり承認されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は7名（うち社外取締役3名）となります。

本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認され、その決議の効力が生じた時をもって生じるものいたします。

監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認されることを条件として、本総会終結の時をもって監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員である取締役の報酬等の総額を年額7,000万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

本議案は、監査等委員である取締役の職責の重要性及び優秀な人材の確保が可能となる水準等を勘案のうえ、合理的な範囲で監査等委員である取締役の報酬等の総額を決定するものであり、相当であると考えております。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認され、その決議の効力が生じた時をもって生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）等に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

当社は、2018年6月27日開催の第133期定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役及び国内非居住者を除く。）を対象に、業績目標の達成度等に応じて当社株式の交付を行う業績連動型の株式報酬制度の導入をご承認いただき今日に至っております。

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認されることを条件として、本総会終結の時をもって監査等委員会設置会社に移行いたします。

本議案は、監査等委員会設置会社への移行に伴い、当社の取締役を対象とする業績連動型株式報酬制度を、当社の取締役及び執行役員（監査等委員である取締役、社外取締役及び国内非居住者を除く。以下、本議案において総称して「取締役等」という。）を対象とした業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）として改めて報酬限度額を設定することについて、ご承認をお願いするものであります。

当社は、本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、本総会終結後に開催予定の取締役会において、「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」につき、対象者を「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」と改める等の変更を加えることを予定しております。本議案は、当該方針に沿って取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容を定めるためにも必要なものであり、また、社外取締役を委員長とし、委員の過半数を社外取締役で構成する報酬委員会の勧告に基づいて提出していることから相当であるものと考えております。

本議案は、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件」にてご承認をお願いしております報酬限度額（第5号議案が原案どおり承認されますと、年額3億4,000万円以内（うち社外取締役分は7,000万円以内））とは別枠で設定するものであります。

本制度の対象となる取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び国内非居住者を除く。）の員数は、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」が原案どおり承認されますと、4名となります。また、本制度は執行役員も対象としており、本制度の対象となる取締役を兼務しない執行役員の員数は本総会終結の時点において11名となる予定であります。本制度に基づく報酬には執行役員に対する報酬も含んでおりますが、本制度は取締役に対する株式報酬と執行役員に対する株式報酬とを一体として取り扱うものであるため、本議案は、本制度に基づく報酬全体につきその額及び内容をご提案するものであります。

本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認され、その決議の効力が生じた時をもって生じるものいたします。

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する取締役等の報酬額を原資として信託（以下「本信託」という。）を通じて当社株式が取得され、取締役等に当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）の交付及び給付（以下「交付等」という。）を行う株式報酬制度です。（詳細は下記(2)以降のとおり。）

①本議案の対象となる当社株式等の交付等の対象者	・ 当社の取締役及び執行役員（監査等委員である取締役、社外取締役及び国内非居住者を除く。）
②本議案の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響	
当社が抛出する金員の上限 （下記(2)のとおり。）	・ 1億8,000万円に対象期間の事業年度数を乗じた金額 ・ 当初の対象期間については、3事業年度を対象とするため、5億4,000万円
本信託から取締役等に交付等がなされる当社株式等の数の上限及び当社株式の取得方法 （下記(2)及び(3)のとおり。）	・ 信託期間中に取締役等に付与されるポイント数（当社株式数）の上限は、200,000ポイント（200,000株）に対象期間の事業年度数を乗じたポイント数（当社株式数） ・ 当初の対象期間については、3事業年度を対象とするため、600,000ポイント（600,000株） ・ 1事業年度あたりに取締役等に付与されるポイント数の上限に相当する当社株式数の発行済株式の総数（2025年3月31日時点であり、自己株式控除後）に対する割合は約0.08% ・ 当社株式は、株式市場または当社（自己株式処分）から取得予定
③業績達成条件の内容 （下記(3)のとおり。）	・ 中期経営計画に掲げる業績指標等の達成度に応じて変動
④取締役等に対する当社株式等の交付等の時期 （下記(4)のとおり。）	・ 原則として取締役等の退任後

(2) 当社が抛出する金員の上限

本制度は、中期経営計画に対応する事業年度（以下「対象期間」という。ただし、本(2)第4段落の信託期間の延長が行われた場合には、以降の中期経営計画に対応する事業年度とする。）を対象とします。なお、本制度改定後の当初の対象期間は、2026年3月31日に終了する事業年度から2028年3月31日に終了する事業年度までの3事業年度（以下「当初対象期間」という。）とします。

当社は、対象期間ごとに、1億8,000万円に対象期間の事業年度数を乗じた金額（当初対象期間については3事業年度を対象として5億4,000万円）を上限とする金員を、取締役等への報酬として抛出し、受益者要件を充足する取締役等を受益者とする対象期間に対応する期間（ただし、本(2)第4段落に定める信託期間の延長を含むものとする。）の本信託を設定します。

本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当社株式を株式市場または当社（自己株式

処分) から取得します。信託期間中、当社は取締役等に対するポイントの付与を行い、本信託は当社株式等の交付等を行います。

なお、信託期間の満了時において、新たな本信託の設定に代えて信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、信託期間を中期経営計画に対応する事業年度と同期間延長し、信託期間の延長以降の中期経営計画に対応する事業年度を新たな対象期間とします。当社は、延長された信託期間ごとに、本株主総会で承認を受けた範囲内で、追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役等に対するポイントの付与を継続し、本信託は、当社株式等の交付等を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に本信託内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く。）及び金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、1億8,000万円に対象期間の事業年度数を乗じた金額の範囲内とします。

また、信託期間の終了時に、受益者要件を満たす可能性のある取締役等が在任している場合には、それ以降、取締役等に対するポイントの付与は行われませんが、当該取締役等に対する当社株式等の交付等が完了するまで、最長で10年間、信託期間を延長させることがあります。

(3) 取締役等が取得する当社株式等の数の算定方法及び上限

信託期間中の所定の時期に、毎事業年度における役位等に応じて定められたポイントが付与され、対象期間の終了後に中期経営計画に掲げる業績指標等の達成度に応じて、当該対象期間にかかるポイントの合計値の加減算を行います。原則として取締役等の退任後にポイントの累積値（以下「累積ポイント」という。）に応じて当社株式等の交付等が行われます。

なお、1ポイントは当社株式1株とし、本信託内の当社株式が株式の分割、株式無償割当て、株式の併合等によって増加または減少した場合、当社は、その増加または減少の割合に応じて、1ポイント当たりの交付等が行われる当社株式の数を調整します。

信託期間中に取締役等に付与するポイントの総数は、200,000ポイントに対象期間の事業年度数を乗じたポイント数（当初対象期間については3事業年度を対象として600,000ポイント）を上限（対象期間の終了後における中期経営計画に掲げる業績指標等の達成度が最大値となる場合を前提とした上限）とします。対象期間中に本信託が取得する株式数（以下「取得株式数」という。）は、かかる付与ポイントの上限に相当する株式数が上限となります。上記のポイントの調整がなされた場合、その調整に応じて、取得株式数の上限も調整されます。

取締役等に対して交付等を行う当社株式等の総数の上限は、上記(2)の信託金上限額を踏まえて、直近の株価等を参考に設定しております。

(4) 取締役等に対する当社株式等の交付等の時期

受益者要件を充足した取締役等は、取締役等の退任後に、上記(3)に基づき算出される数の当社株式等の交付等を受けるものとします。このとき、当該取締役等は、累積ポイントの50%に相当する数の当社株式（単元未満株式は切捨て）について交付を受け、残りについては本信託内で換価したうえで、換価処分金相当額の金銭の給付

を受けるものとします。

なお、信託期間中に取締役等が死亡した場合、その時点で付与されている累積ポイントに応じた当社株式について、そのすべてを本信託内で換価したうえで、その換価処分金相当額の金銭の給付を当該取締役等の相続人が受けるものとします。

また、信託期間中に取締役等が国内非居住者となる場合、その時点で付与されている累積ポイントに応じた当社株式について、そのすべてを本信託内で換価したうえで、その換価処分金相当額の金銭の給付を当該取締役等が受けるものとします。

(5) 本信託内の当社株式に関する議決権

本信託内の当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。

(6) 本信託内の当社株式に関する配当の取扱い

本信託内の当社普通株式について支払われた配当は、本信託が受領した後、本信託の信託報酬及び信託費用に充てられます。

(7) マルス・クローバック

本制度では、取締役の職務に関し、当社と取締役との間の委任契約に反する重大な違反等があった場合、取締役会の決議により、当社株式等について交付等を行わず、または支給済みの当社株式等の相当額について返還を求めることができるものとします。執行役員につきましても、取締役に準じた内容の制度を採用します。

(8) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更及び本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

<株主提案(第8号議案から第14号議案まで)>

第8号議案から第14号議案までは、株主様1名（議決権の数336個）（以下、「本提案株主」といいます。）からのご提案によるものであります。

以下の提案内容及び提案理由は、本提案株主から提出された株主提案書の該当箇所を原文のまま掲載しております。

株主提案
第8号議案

定款一部変更の件

1. 提案内容

取締役報酬は、原則として、個別に開示する。

2. 提案理由

株主にとって、議決権行使は最も重要な権利である。その権利行使を行う際の判断材料として、会社側は株主へ適切な情報開示を行う必要がある。

個別の役員報酬は、取締役会出席率（%）と共に、役員個別の再任、解任の議決権行使を行う際の重要な判断材料である。

当社取締役会の意見

反対 取締役会としては、本議案に反対いたします。

取締役の報酬等に関する事項につきましては、事業報告において法令に従い適正に開示しており、また、取締役の選任に係る議案をご検討いただくにあたって必要な情報につきましては、株主総会参考書類において法令等に従い適正に開示しております。

当社は、任意の機関として、報酬委員会を設置しております。同委員会は、委員の過半数を社外取締役が占め、委員の互選によって定める社外取締役が委員長を務め、公正かつ透明性をもって審議を行っております。同委員会の勧告を受けて、取締役会が取締役の報酬等の内容を決定することにより、取締役の報酬等に関する透明性を高めております。

また、取締役報酬の開示といった個別具体的な業務執行に関する事項について、会社の根本原則である定款に定めることは適切でないと考えております。

取締役会は、以上の理由により、本議案に反対いたします。

定款一部変更の件

1. 提案内容

取締役会は、原則として、社外取締役を議長とする。

2. 提案理由

業務執行を行わない、独立した立場の社外取締役を議長とすることが、企業価値向上や株主の権利保護といった観点から企業経営の監督とガバナンス効果を高め、より適正な取締役会決議を行えるため。

また、社外取締役を取締役会議長とすることで、経営執行部と取締役会との間に、あるべき適切な緊張関係を作れるため。

当社取締役会の意見

反対 取締役会としては、本議案に反対いたします。

取締役会の議長と最高経営責任者を分離することについて議論があることは、当社においても承知しております。その一方で、コーポレート・ガバナンスの実効性を発揮するにあたっては、個社の実情に合った体制を敷くことがコーポレートガバナンス・コードでも求められております。

当社の取締役会においては、多岐にわたる事業内容におけるそれぞれの事業環境の変化に素早く対応し、適切な意思決定を行うことを目的に、業務執行に関連する議案も付議されております。

そこで、業界動向に加え、足元の執行状況や喫緊の経営課題などの社内事情に詳しい取締役社長が議長を務め、執行サイドとのコミュニケーションを十分とって情報共有を図るとともに、スピード感を持った適切な意思決定を行うことも、当社に適したコーポレート・ガバナンス体制によって企業価値を向上するために必要であると考えております。そのため、当社の取締役会では業務内容に精通した取締役社長が取締役会の議長を務め、取締役会の半数以上を占める独立性の高い社外取締役による経営のチェックや監督を受けることが適切であると考えております。

また、当社は、任意の機関として、指名委員会を設置しております。同委員会は、委員の過半数を社外取締役が占め、委員の互選によって定める社外取締役が委員長を務めております。同委員会による提案に基づく取締役会決議により取締役社長を選定することで、取締役社長等の選定に関する透明性を高めております。

取締役会は、以上の理由により、本議案に反対いたします。

監査役解任の件

1. 提案内容

赤塚昇氏の監査役解任を求める。

2. 提案理由

常勤社外監査役である赤塚氏は、当社の債権者（139期末は138億円を貸付）であり、かつ、当社の大株主（139期末は430万9千株保有）でもある、みずほ銀行の出身者である。みずほ銀行は2002年、第一勧業銀行、富士銀行、日本興業銀行が再編されて出来た銀行である。提案者の知る限り少なくともほぼ19年の長きにわたって、赤塚氏を含め歴代監査役は旧第一勧業銀行出身者が連続と切れ目なく続いており、当社の固定化したポジションになっている。

以上のことから、提案者は、経営執行や取締役会を監査する独立社外監査役として、赤塚氏は不適任と考えたため。

当社取締役会の意見

反対 取締役会としては、本議案に反対いたします。

常勤監査役である赤塚昇氏は、取締役会を含めた重要な意思決定会議に出席し、必要に応じた意見の陳述を行うほか、付議事項や報告事項の妥当性・手続きの適法性を監査しております。

加えて経験豊富な経営者としての見地から、経済・金融情勢、財務・経理面に関わる発言などを行っております。

また、日常の監査活動においては当社の内部統制システムの運用状況の把握を行い、取締役の職務執行を監査し、グループを含めた内部監査体制の拡充に対する必要な助言を行っております。

このように、同氏は監査役としての役割を十分果たしているため、解任の理由はないと考えております。

取締役会は、以上の理由により、本議案に反対いたします。

定款一部変更の件

1. 提案内容

当社社外役員の総兼職数について、株主総会が6月に開催される東証プライム上場会社については、6社以内とする。

2. 提案理由

当社社外役員は、株主総会が6月開催である、多くの東証プライム市場公開企業の社外役員と兼職している。

「銘柄コード7012：川崎重工」、「6755：富士通ゼネラル」、「3034：クォールホールディングス」、「4216：旭有機材」、「6844：新電元工業」、「8182：いなげや」、以上6社。

2024年6月開催の株主総会はわずか6日間で、90.9%もの株主総会日が集中した。

当社株主総会で、すべての社外役員が出席し、必要に応じて株主からの質問等に答弁することは、現状においても困難である。

以上から、提案者は、これ以上の社外役員の兼職数の増加は、物理的、合理的、常識の範囲を逸脱するものと考えたため。

当社取締役会の意見

反対 取締役会としては、本議案に反対いたします。

社外役員のあり方については、これを柔軟に運用するためには、この提案内容を会社の根本原則である定款に定めることは適切でないと考えております。

社外役員については、経営環境等に応じて求められるスキルや知見・経験が異なることから、その候補者を幅広く選ぶことを可能にすることが企業価値向上に資するものと考えております。

取締役会は、以上の理由により、本議案に反対いたします。

定款一部変更の件

1. 提案内容

株主総会は、原則として、オンライン出席も可能とする。

2. 提案理由

個人投資家も、機関投資家等も、通常、複数の銘柄を所有している。株主が、いくつかの興味のある株主総会に出席しようとしても、株主が遠方にいる場合、移動のための時間や費用が生じたりして出席するハードルが高い。また、数年前に猛威を奮ったコロナ禍では、そもそも出席が事実上困難な場合もあった。このような時に、株主や役員もオンライン出席が可能となれば、株主も会社側にとっても有益であり、株主総会が実りあるものになると考えたため。

当社取締役会の意見

反対 取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、2021年6月開催の第136期定時株主総会から、ハイブリッド参加型バーチャル株主総会（※1）を実施しており、ご来場が難しい株主様にはインターネットを通じた参加が可能となっております。

そして、株主総会の運営においては、法的な安定性を重視することが株主共同の利益に資するものと考えておりますが、ハイブリッド出席型バーチャル株主総会（※2）は、通信障害が生じた場合でも株主総会決議の取消事由に該当しないとの法令上または実務上の基準が示されておらず、株主総会決議が取り消される可能性を排除できないため、法的な安定性が確保されているとはいえないと考えております。

また、技術的な不安が完全に解消されない以上、通信障害によって株主総会への出席や議決権の行使が妨げられるなど、株主様が多大な不利益を受けるおそれがあると考えております。

取締役会は、以上の理由により、本議案に反対いたします。

※1 ハイブリッド参加型バーチャル株主総会とは、リアル株主総会の開催に加え、リアル株主総会の開催場所に在所しない株主が、株主総会への法律上の「出席」を伴わずに、インターネット等の手段を用いて審議等を確認・傍聴することができる株主総会をいう。

※2 ハイブリッド出席型バーチャル株主総会とは、リアル株主総会の開催に加え、リアル株主総会の場所に在所しない株主が、インターネット等の手段を用いて、株主総会に会社法上の「出席」をすることができる株主総会をいう。

上記※1及び※2は、ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド（2020年2月26日 経済産業省作成）から引用。

定款一部変更の件

1. 提案内容

取締役会議事録は、原則として、株主の要求がある時は任意で開示する。

2. 提案理由

取締役会決議に至る過程で、個々の役員がどのような発言をしたのかを確認するため。
また、それにより、取締役個別の再任、解任の議決権行使をする際の判断材料とするため。

当社取締役会の意見

反対 取締役会としては、本議案に反対いたします。

株主様からの要求に基づく取締役会議事録の開示については、法令で定められた手続を経た場合を除き、これを認めることは適切でないと考えております。

また、取締役の選任に係る議案をご検討いただくにあたって必要な情報につきましては、株主総会参考書類において法令等に従い適正に開示しております。

取締役会は、以上の理由により、本議案に反対いたします。

定款一部変更の件

1. 提案内容

株主総会決議は、当日までの議決権行使結果を明示して、当日会場に出席している株主の理解を得た後に、採決する。

2. 提案理由

株主総会決議は、通常、委任状争奪戦やMOM決議（少数株主の中の多数）のある場合での僅差での可決等を除いて、議長は当日までの議決権行使結果で、議案の成立可否を事前に分かっている。しかしながら、当日、株主総会会場にきている株主の中で採決をすれば、結果は逆の場合もありうる。

よって、株主総会会場にいる株主個人々の納得感を高めるために、事前の議決権行使結果の開示が必要である。それによって、株主総会が実りあるものになると考えたため。

当社取締役会の意見

反対 取締役会としては、本議案に反対いたします。

株主総会における議案の採決にあたっては、事前の議決権行使結果に加え、当日の議決権行使結果を踏まえて、各議案の可決要件を満たしたことを確認し、株主総会においてその旨を報告しており、議案の採決方法は、適切であると考えております。

なお、議決権行使結果については、法令の定めに従い、株主総会後に提出する臨時報告書にて適切に開示しております。

取締役会は、以上の理由により、本議案に反対いたします。

以 上

事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当期における国内経済は、物価高の長期化などにより節約志向が強まり、個人消費の回復は弱いものに留まりました。北米経済は、所得環境の改善などにより、個人消費は底堅く推移しました。欧州経済は、インフレ率の低下などを背景に個人消費は持ち直しの動きを見せました。アジア経済は、中国において景気低迷が継続しているほか、その他のアジア地域において個人消費が足踏みするなど、景気回復は力強さを欠くものとなりました。

このような状況のもと、当期の連結業績は、主に時計事業が堅調に推移し、売上高は3,168億85百万円(前期比1.3%増)、営業利益は205億92百万円(前期比17.9%減)と増収減益となりました。また、経常利益は230億24百万円(前期比25.3%減)、親会社株主に帰属する当期純利益については238億76百万円(前期比4.0%増)となりました。

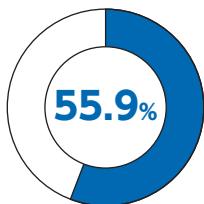
連結業績)

売上高	3,168億85百万円	(前期比 1.3%増)
営業利益	205億92百万円	(前期比17.9%減)
経常利益	230億24百万円	(前期比25.3%減)
親会社株主に帰属する当期純利益	238億76百万円	(前期比 4.0%増)

企業集団の事業区分別売上状況は次のとおりであります。

時計事業

売上高構成比



連結売上高



連結営業利益



ウォッチ販売のうち、“CITIZEN”ブランドの国内市場は、物価上昇に伴う消費マインドの低下が見られる中、『アテッサ』や『クロスシー』などの中核ブランドに加えて、『ザ・シチズン』や『カンパノラ』などのプレミアムブランドが堅調に推移したほか、インバウンド需要が伸長し、増収となりました。

海外市場のうち北米は、個人消費が底堅さを保ち、主要流通であるジュエリーチェーンと百貨店流通向けが堅調さを維持したほか、EC販売が牽引し、増収となりました。欧州は、イギリスなどが堅調に推移したほか、フランスにおいて“CITIZEN”ブランド時計100周年などの宣伝活動が寄与するなどして、増収となりました。アジアは、タイやインドなどの一部市場に回復傾向が伺えたものの、中国の景気低迷の長期化に伴う売上減が響き、減収となりました。

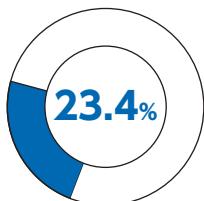
“BULOVA”ブランドは、主力の北米市場において、“BULOVA”ブランド150周年イベントの奏功などにより、主要流通である百貨店流通向けの販売が好調に推移したほか、EC販売も伸長し、増収となりました。

ムーブメント販売は、欧米向けを中心にアナログクォーツムーブメントの付加価値製品や機械式ムーブメントが堅調に推移し、増収となりました。

以上の結果、時計事業全体では、世界的な物価高の影響で消費マインドの回復が限定的となる中、グローバルブランド、プレミアムブランド及び機械式時計の強化に向けた取組みを進めたことで、売上高は1,771億21百万円(前期比6.6%増)と、増収となりましたが、営業利益は、中国の売上高の減少と“CITIZEN”ブランド時計100周年に伴う宣伝費の増加などにより、178億86百万円(前期比9.9%減)と減益となりました。

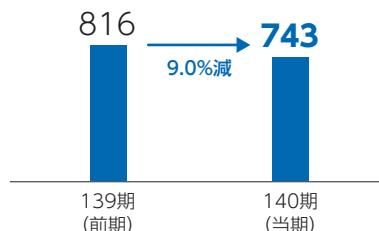
工作機械事業

売上高構成比



連結売上高

(単位：億円)



連結営業利益

(単位：億円)

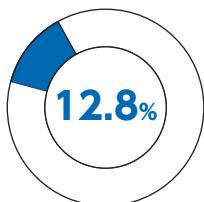


国内市場は、設備投資への慎重姿勢が長期化する中、主に自動車関連の低迷が継続したほか、市況の先行き不透明感から半導体関連や建機関連も足踏みし、減収となりました。海外市場のうちアジアは、中国の補助金政策などにより販売が増加したほか、インド向けの販売も堅調に推移し、増収となりました。米州は、医療関連以外の設備投資意欲が限定的となり、また欧州は、自動車関連を中心に市況が低迷し、減収となりました。

以上の結果、工作機械事業全体では、売上高は743億18百万円(前期比9.0%減)と減収となりました。営業利益は売上高の減少と製品ミックスの影響により、56億69百万円(前期比37.2%減)と減益となりました。

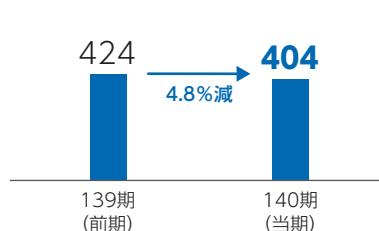
デバイス事業

売上高構成比



連結売上高

(単位：億円)



連結営業利益

(単位：億円)

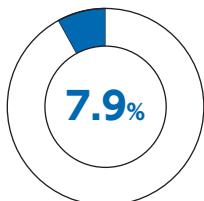


自動車部品は、自動車メーカーの生産回復が限定的となる中、国内市場が前期並みを維持したほか、海外市場も底堅く推移し、増収となりました。小型モーターは、顧客の在庫調整などの影響を受け、減収となりました。セラミックスは、サブマウント製品などが売上を伸ばし、増収となりました。水晶デバイスはPCやIoT関連市場における需要回復が足踏みし、またオプトデバイスは需要低迷により、いずれも減収となりました。

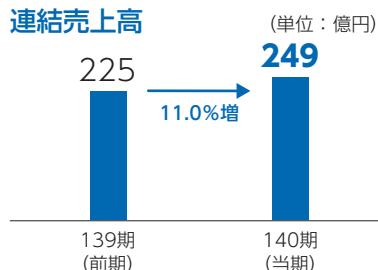
以上の結果、デバイス事業全体では、売上高は404億64百万円(前期比4.8%減)と減収となりましたが、営業利益は固定費削減を進めたことにより、4億79百万円(前期比3.4%増)と増益となりました。

電子機器他事業

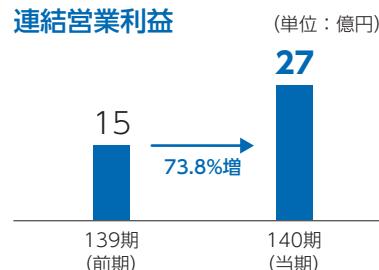
売上高構成比



連結売上高



連結営業利益



情報機器は、POSプリンターとバーコードプリンターが、国内市場と欧州及び米州市場において堅調に推移したほか、フォトプリンターが、安定した需要のもと、新製品の拡販が順調に進んだことなどにより、増収となりました。健康機器は、国内市場において血圧計の販売が堅調に推移したことに加え、海外市場向けの体温計の販売が進んだことなどにより、増収となりました。

以上の結果、電子機器他事業全体では、売上高は249億81百万円(前期比11.0%増)、営業利益は27億60百万円(前期比73.8%増)と増収増益となりました。

(注) 各事業の営業利益の合計267億94百万円と営業利益205億92百万円の差は、事業間の取引消去及び各事業に配分していない全社費用であります。

事業区分別売上高

区分	金額 (百万円)	構成比 (%)	対前期比増減率 (%)
時計事業	177,121	55.9	6.6
工作機械事業	74,318	23.4	△9.0
デバイス事業	40,464	12.8	△4.8
電子機器他事業	24,981	7.9	11.0
合計	316,885	100.0	1.3

(注) 総売上高の海外売上高比率は74.6%であります。

2. 財産及び損益の状況の推移

売上高

(単位：百万円)



経常利益

(単位：百万円)



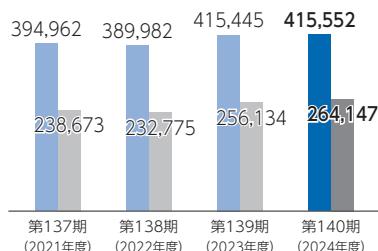
親会社株主に帰属する当期純利益

(単位：百万円)



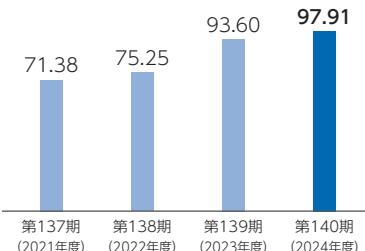
総資産/純資産

(単位：百万円)



1株当たり当期純利益

(単位：円)



1株当たり純資産額

(単位：円)



区分		第137期 (2021年度)	第138期 (2022年度)	第139期 (2023年度)	第140期 (当期) (2024年度)
売上高	(百万円)	281,417	301,366	312,830	316,885
経常利益	(百万円)	27,342	29,096	30,810	23,024
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	22,140	21,836	22,958	23,876
1株当たり当期純利益	(円)	71.38	75.25	93.60	97.91
総資産	(百万円)	394,962	389,982	415,445	415,552
純資産	(百万円)	238,673	232,775	256,134	264,147
1株当たり純資産額	(円)	768.92	866.68	1,015.74	1,049.41

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数を用いて算定し、1株当たり純資産額は期末の発行済株式総数から期末の自己株式数を控除した株式数を用いて算定しております。
2. 当社は、役員報酬BIP信託を採用した業績連動型株式報酬を導入し、当該信託の保有に係る当社株式を純資産の部に自己株式として計上しております。これに伴い、当該信託の保有に係る当社株式数を、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額の算定に際して控除する自己株式数に含めております。
3. 第140期より「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)等を適用しております。

3. 対処すべき課題

当社は、企業理念である「市民に愛され市民に貢献する」を基盤とし、2030年を見据えて、サステナブル社会、デジタル社会に対応し成長できるシチズングループのありたい姿を描き、そこからバックキャストすることで5つのマテリアリティ「気候変動への対応と循環型社会への貢献」、「質の高い生活への貢献」、「産業分野におけるソリューションの提供」、「働きがいの向上と人財の育成」、「社会的責任の遂行」を設定しました。

長期ビジョンの実現に向けて、グループ中期経営ビジョン「豊かな未来（とき）をつなぐ」、「Crafting a new tomorrow」を掲げ、「中期経営計画2024」に続き、2025年度（2026年3月期）から2027年度（2028年3月期）までの3か年の「中期経営計画2027」を策定し、新たな価値創造に挑戦し、世の中に安心と信頼、そして感動を届け、豊かなときをつなぐ存在になることを目指してまいります。

グループ中期経営ビジョン実現に向けて、本中期経営計画における以下の重点戦略に取り組んでまいります。

1. 事業ポートフォリオの戦略

時計事業と工作機械事業を、グループ成長を牽引するコア事業と位置付け、経営資源を戦略的に投資していくことで更なる成長を目指してまいります。デバイス事業は、安定成長を目指しながら、事業や製品の選択と集中を進めてまいります。また、成長の可能性がある新事業領域の探索も進めてまいります。

本中期経営計画における事業別の戦略は、以下のとおりです。

① 時計事業は、グループビジョンと同じく「豊かな未来（とき）をつなぐ」、「Crafting a new tomorrow」をビジョンとして掲げ、グローバル市場におけるブランドイメージの明確化、カスタマーエクスペリエンスの向上を通じて、「グローバル戦略によるブランド価値向上」、「北米市場での更なる取組み強化」、「高付加価値製品を実現するムーブメント開発」の3つの重点戦略に取り組んでまいります。

グループを牽引するコア事業として、経営資源を戦略的に配分するとともに、ブランド価値向上による事業成長と収益力強化に取り組んでまいります。

② 工作機械事業は、売上高1,000億円の実現に向け、「製販イノベーション」の真価を発揮し、グローバル市場での拡販・顧客開拓を推進してまいります。アジア地域をはじめ、成長が見込まれるグローバル市場での営業、サービス体制の強化を図ることで、更なる成長を目指してまいります。

③ デバイス事業は、市場変化に合わせた製品の選択と集中、収益力改善及び当社の強みを最大限に活かせる領域における事業拡大により、確固たる競争優位を確立してまいります。当社グループの強みである小型金属加工技術を活かした自動車部品事業では、EV関連の新製品やエンジン・ブレーキなど既存領域製品の売上拡大を進めます。また、セラミックス事業では光通信向けなどのサブマウント製品の更なる競争力強化を推進し、モーター事業では市場のニーズに対応した技術、品質により高い顧客満足を獲得してまいります。プリンター事業については、フォトプリンターを中心とした売上拡大を目指します。

2. DX戦略の推進及び人材の育成

「ユーザー視点での価値の創出・向上を継続的に行える企業グループへ」をDXビジョンとして掲げ、「業務プロセスの変革による高収益体質への転換」、「製品・サービスの変革による新たなユーザー価値の創出」、「企業風土の変革」の3つの方針に取り組んでまいります。

「業務プロセスの変革による高収益体質への転換」では、データ活用による意思決定の高度化、データ及びデジタル活用によるモノづくりの進化を、「製品・サービスの変革による新たなユーザー価値の創出」では、新たなユーザー体験の提供、新たなビジネスモデルの構築に取り組んでまいります。

人材ビジョンとして「社員一人一人が中期ビジョン実現への貢献を実感し、シチズンで働くことを誇りに感じる」を掲げ、デジタル施策を着実に進めると同時に、「企業風土の変革」をグループで連携して進めてまいります。

当社を取り巻く経営環境として、主に以下の環境変化を認識しております。

1. 地政学的リスクによる世界経済への影響
2. Eコマース需要の更なる拡大と実店舗流通の構造変化
3. ファッションウオッチ市場の縮小等による、アナログクォーツムーブメント市場の縮小

当社は、以上のような経営環境変化の影響を受け業績不振のリスクが高まっていることを認識し、中核事業である時計事業及び工作機械事業における以下の4つの課題について優先的に取り組んでまいります。

1. 機械式完成品の拡充及び機械式ムーブメント外販の拡大
2. 環境意識の高まりを捉えた、「Eco-Drive」の特性や環境に配慮した素材の更なる訴求
3. 製品価値を含む、体験価値を提供する双方向のコミュニケーションの構築
4. 工作機械の市況の波にタイムリーに対応できる生産体制と販売体制の確立

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を心よりお願い申し上げます。

4. 資金調達状況

当社は、借入金の返済資金に充当するため、金融機関からの借り入れにより100億円の資金を調達いたしました。

5. 設備投資状況

当期中に実施いたしました設備投資額は、209億10百万円であります。設備投資の主なものは次のとおりであります。

- (1) 時計事業の生産設備等に86億22百万円
- (2) 工作機械事業の生産設備等に55億69百万円
- (3) デバイス事業の生産設備等に51億54百万円
- (4) 電子機器他事業の生産設備等に3億1百万円

6. 重要な企業再編行為等

該当事項はありません。

7. 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分状況

該当事項はありません。

8. 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
シチズン時計マニュファクチャリング株式会社	100百万円	100.0	時計事業
シチズンマシナリー株式会社	2,651百万円	100.0	工作機械事業
シチズンファインデバイス株式会社	1,753百万円	100.0	デバイス事業
シチズン・システムズ株式会社	450百万円	100.0	電子機器他事業
シチズン電子株式会社	100百万円	79.3	デバイス事業
Citizen Watch Company of America, Inc.	4,366万US\$	100.0	時計事業
星辰表（香港）有限公司	1,000万HK\$	100.0	時計事業

9. 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

区分	主要製品
時計事業	ウォッチ、ムーブメント
工作機械事業	CNC自動旋盤
デバイス事業	自動車部品、水晶デバイス、セラミックス製品、小型モーター、LED
電子機器他事業	プリンター、健康機器、他

10. 主要な営業所及び工場（2025年3月31日現在）

	会社名	所在地
当社	シチズン時計株式会社	東京都西東京市
子会社	シチズン時計マニュファクチャリング株式会社	埼玉県所沢市
	シチズンマシナリー株式会社	長野県北佐久郡御代田町
	シチズンファインデバイス株式会社	山梨県南都留郡富士河口湖町
	シチズン・システムズ株式会社	東京都西東京市
	シチズン電子株式会社	山梨県富士吉田市
	Citizen Watch Company of America, Inc.	米国・カリフォルニア
	星辰表（香港）有限公司	中国・香港

11. 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

事業区分	従業員数		前期末比増減	
時計事業	5,817	(1,172)名	766	(△727)名
工作機械事業	2,155	(167)	△37	(9)
デバイス事業	3,175	(489)	△268	(△154)
電子機器他事業	1,004	(220)	△26	(67)
全社 (共通)	222	(31)	3	(2)
合 計	12,373	(2,079)	438	(△803)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は括弧内に年間の平均人員を外数で記載しております。
 2. 時計事業における従業員の増加は、主として、一部の海外子会社における従業員の分類を見直したことによるものであります。

12. 主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社みずほ銀行	13,800
株式会社三菱UFJ銀行	12,600
日本生命保険相互会社	6,000
株式会社三井住友銀行	3,600
株式会社八十二銀行	3,500
株式会社山梨中央銀行	2,500

II 会社の株式及び新株予約権等に関する事項

1. 株式の状況（2025年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数	959,752,000株
(2) 発行済株式の総数	246,000,000株
(3) 株主数	98,384名
(4) 大株主（上位10名）	

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	51,738	21.18
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	17,241	7.06
日本生命保険相互会社	11,948	4.89
日亜化学工業株式会社	10,000	4.09
三菱UFJ信託銀行株式会社	4,568	1.87
シチズングループ従業員持株会	4,545	1.86
三菱電機株式会社	4,317	1.77
株式会社みずほ銀行	4,309	1.76
清水建設株式会社	4,128	1.69
野村信託銀行株式会社（投信口）	3,650	1.50

（注）持株比率は、自己株式1,731,920株を控除して計算しております。

(5) 当期中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

区分	株式数（株）	交付対象者数（名）
取締役（社外取締役を除く。）	49,444	1
社外取締役	—	—
監査役	—	—

（注）株式数には、「役員報酬BIP信託に関する株式交付規程」に基づいて売却し、その換価処分金相当額を給付した24,744株を含んでおります。

2. 新株予約権等の状況（2025年3月31日現在）

該当事項はありません。

Ⅲ 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等（2025年3月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	佐藤敏彦	
常務取締役	古川敏之	経営企画部・経理部・広報IR室・情報システム部担当
常務取締役	大治良高	時計事業本部長
取締役	宮本佳明	グループリスクマネジメント、総務部長、人事部・CSR室・環境マネジメント室担当
取締役	伊奈秀雄	シチズンマシナリー株式会社代表取締役社長
社外取締役	窪木登志子	弁護士 クオールホールディングス株式会社社外取締役 旭有機材株式会社監査等委員である社外取締役
社外取締役	大澤善雄	キヤノンマーケティングジャパン株式会社社外取締役 株式会社富士通ゼネラル社外取締役
社外取締役	吉田勝彦	川崎重工業株式会社社外取締役
常勤監査役 社外監査役	赤塚 昇	
常勤監査役	柳 和徳	
社外監査役	石田八重子	弁護士 株式会社いなげや社外取締役 新電元工業株式会社社外取締役

- (注) 1. 社外監査役 石田八重子氏の弁護士としての職務上の氏名は「北代八重子」であります。
2. 当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,000万円または法令に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。
3. 当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が職務の執行に関して行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害は填補されないなどの免責事由があります。当該保険契約は、当社及び当社の国内連結子会社の取締役、監査役及び執行役員の全員を被保険者としております。保険料は当社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
4. 常勤監査役 赤塚 昇氏は、長年、銀行及び会社の経営者を務めており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 常勤監査役 柳 和徳氏は、当社の子会社の経理部門の責任者として経理実務の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 社外監査役 石田八重子氏は、弁護士として企業法務等に関する専門的知識及び経験を有しており、客観的かつ公正な視点から監査体制を強化するための知見を有しております。

7. 当社は、社外取締役 窪木登志子、大澤善雄及び吉田勝彦の各氏並びに社外監査役 赤塚 昇及び石田八重子の両氏を、東京証券取引所の定める独立役員に指定し、届け出ております。
8. 代表取締役社長 佐藤敏彦氏、常務取締役 古川敏之及び大治良高の両氏並びに取締役 宮本佳明及び伊奈秀雄の両氏は、2025年4月1日をもって地位、担当及び重要な兼職の状況が変更となり、次のとおりとなりました。

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役相談役	佐藤敏彦	
専務取締役	古川敏之	経営企画部・情報システム部担当、デバイス事業担当
代表取締役社長	大治良高	
常務取締役	宮本佳明	グループリスクマネジメント、人事部・総務部・CSR室担当
取締役	伊奈秀雄	工作機械事業担当 シチズンマシナリー株式会社代表取締役社長

また、2025年4月1日現在の執行役員は次のとおりであります。

地位	氏名	担当
上席執行役員	森田光則	経理部担当
上席執行役員	宇都宮 央	時計事業製造担当 シチズン時計マニュファクチャリング株式会社代表取締役社長
上席執行役員	小林啓一	広報IR室・サステナビリティ推進部・開発部・知的財産部担当
執行役員	三浦美男	ムーブメント事業部長
執行役員	矢島義久	事業企画センター長
執行役員	須永政利	経営企画部長
執行役員	戸倉克輔	商品企画センター長
執行役員	川出善崇	国内時計事業部長
執行役員	小島武彦	時計開発センター長
執行役員	塚田京子	サステナビリティ推進部長
執行役員	清水宏朗	製造技術センター長

2. 当期中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
中島圭一	2024年6月25日	任期満了	取締役 株式会社富士通ゼネラル社外取締役

3. 取締役及び監査役の報酬等

(1) 役員報酬等の決定に関する方針等

「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」の内容の概要は次のとおりです。

なお、当該方針の決議にあたっては報酬委員会の勧告を受けております。

① 取締役の報酬の構成

当社の取締役の報酬は、固定報酬、賞与及び業績連動型株式報酬（以下「賞与」及び「業績連動型株式報酬」をあわせて「業績連動報酬」という。）で構成するものとする。

② 固定報酬の額又はその算定方法の決定に関する方針並びに取締役に対し固定報酬を与える時期又は条件の決定に関する方針

固定報酬の額は、取締役がその資質や能力を十全に発揮し、当社の掲げる企業理念に基づく持続的な成長への意欲の向上に資するとともに、優秀な人材の確保が可能となる水準で、かつ、経営環境の変化や外部データ、世間水準、経営内容を勘案して決定する方針とし、取締役会の決議による委任を受けた報酬委員会が、原則として毎年6月に、役位の変更が生じた場合には適時に開催される報酬委員会において、「取締役月額基本報酬基準」に定められた範囲内で決定し、毎月現金で支払うものとする。

なお、業績の著しい悪化や当社グループ（当社及び当社の子会社からなる企業集団）における不祥事等が生じた場合には、取締役会または取締役社長の諮問による報酬委員会の答申または報酬委員会の勧告に基づく取締役会の決議により、固定報酬の額を変更することがある。

③ 業績連動報酬に係る業績指標及び内容並びに業績連動報酬の額又は数若しくはその算定方法の決定に関する方針並びに取締役に対し業績連動報酬を与える時期又は条件の決定に関する方針

1) 賞与

賞与の額は、②に規定する方針に加え、取締役の賞与支給基準に定める財務評価項目（売上、営業利益等）及び非財務評価項目（世界情勢、災害、M&A等）により決定する方針とし、取締役会の決議により委任を受けた報酬委員会が、原則として毎年6月に決定する。賞与は、毎年7月に現金で支払うものとする。

2) 業績連動型株式報酬

業績連動型株式報酬は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的とし、その内容は、当社の取締役（社外取締役及び国内非居住者を除く。）を対象に、当社が役位別に拠出する取締役の報酬額を原資として信託を通じて当社株式が取得され、業績目標の達成度等に応じて当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭の交付及び給付（以下「交付等」という。）を行う業績連動型の株式報酬制度とし、その額又は数若しくはその算定方法は、報酬委員会の勧告に基づく取締役会の決議により「役員報酬BIP信託に関する株式交付規程」に定めるもの

とする。

業績連動型株式報酬は、「役員報酬BIP信託に関する株式交付規程」に従い、原則として各取締役の退任時に交付等を行うものとする。

④ 固定報酬の額、業績連動報酬の額の取締役の個人別の報酬の額に対する割合の決定に関する方針

当社の取締役の報酬は、固定報酬及び業績連動報酬で構成し、取締役がその資質や能力を十全に発揮し、当社の掲げる企業理念に基づく持続的な成長への意欲の向上に資するとともに、優秀な人材の確保が可能となる水準で、かつ、経営環境の変化や外部データ、世間水準、経営内容を勘案したうえで、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることができる水準とする。

個人別の報酬の額に占める業績連動報酬の割合は、業績連動報酬に係る業績評価等の結果が最大となった場合に50%を超えるものとし、そのうち業績連動型株式報酬については約15%とする。業績連動報酬については、業績評価等の結果、支給されない場合がある。

賞与は社外取締役を除く取締役に支給するものとし、業績連動型株式報酬は社外取締役及び国内非居住者を除く取締役に支給するものとする。

⑤ 取締役の個人別の報酬の内容についての決定の全部又は一部を取締役その他の第三者に委任する事項

1) 当該委任を受ける者の氏名又は当社における地位若しくは担当

取締役の個人別の報酬の内容についての決定は、「報酬委員会規程」に定めるところにより取締役会の決議によって取締役の中から選定された委員で構成する報酬委員会に委任するものとする。

2) 1)の者に委任する権限の内容

報酬委員会に委任する権限の内容は、「報酬委員会規程」に定める以下の事項とする。

- (1) 報酬等に関し取締役会から委任された事項を審議し、決定すること。
- (2) 報酬等の方針及び基準に関する事項を審議し、取締役会に対し勧告すること。
- (3) 報酬等に関し取締役会又は取締役社長の諮問に応じて審議し、答申すること。
- (4) その他取締役会の決議によって定めるもの

3) 1)の者により2)の権限が適切に行使されるようにするための措置の内容

取締役の報酬等に関する透明性を高めるため、取締役会の決議によって選定された3名以上の取締役で構成し、委員の過半数を社外取締役が占め、1名以上の代表取締役を含む報酬委員会を設置する。報酬委員会は、議決に加わることができる委員の過半数が出席して審議し、その過半数をもって決議することとし、報酬委員会の委員長は、委員の互選によって社外取締役から定めるものとする。⑤2)の報酬委員会に委任する権限の内容その他の報酬委員会に関する事項については「報酬委員会規程」に定めるものとする。

(2) 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	員数 (名)	報酬等の総額 (百万円)	うち固定報酬 (百万円)	うち賞与 (百万円)	うち業績連動型 株式報酬 (百万円)
取締役 (うち社外取締役)	9 (3)	322 (32)	166 (32)	93 (一)	62 (一)
監査役 (うち社外監査役)	3 (2)	49 (29)	49 (29)	— (一)	— (一)
合計 (うち社外役員)	12 (5)	371 (61)	215 (61)	93 (一)	62 (一)

- (注) 1. 上記には、2024年6月25日開催の第139期定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役を含んでおります。
2. 取締役 (社外取締役を除く。) に対する賞与93百万円は、2025年6月25日開催の第140期定時株主総会終結後に支給する予定の金額であります。
3. 取締役 (社外取締役及び国内非居住者を除く。) に対する業績連動型株式報酬62百万円は、当事業年度に係る費用計上額であります。当事業年度を最終事業年度とする中期経営計画に対応した3事業年度を対象期間とする業績連動型株式報酬のうち、第138期及び第139期に対応したものととして取締役 (社外取締役及び国内非居住者を除く。) 6名に交付される見込みの株式数に基づいて算定した株式給付債務の見込額と当該各事業年度の事業報告に記載した費用計上額との差額6百万円を当事業年度の費用として計上しております。
4. 賞与に係る業績指標は、単年度の業績及び中長期的な業績の向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として、単年度計画に係る連結売上高及び連結営業利益率並びに中期経営計画に係る連結売上高、連結営業利益率及びROEとしており、当期の実績は、連結売上高3,168億85百万円、連結営業利益率6.5%及びROE9.5%であります。賞与は、役位別の月額基本報酬に業績指標の達成度及び非財務項目を勘案して算出した係数を乗じて算定されております。
5. 業績連動型株式報酬の内容は、当社の株式であり、割当ての際の条件等は、「(1)役員報酬等の決定に関する方針」に記載のとおりであります。また、当期における交付状況は、「Ⅱ1.(5)当期中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載しております。業績連動型株式報酬に係る業績指標は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として、中期経営計画に係る連結売上高、連結営業利益率、ROE、CO2削減率 (2018年比) 及びFTSE Russell ESG Ratings スコアとしており、当期の実績は、連結売上高3,168億85百万円、連結営業利益率6.5%、ROE9.5%、CO2削減率 (2018年比) 43.4%及びFTSE Russell ESG Ratingsスコア4.2であります。業績連動型株式報酬は、業績指標等の達成度に応じて算定されております。
6. 取締役 (社外取締役を除く。) に対する報酬等の総額は、2018年6月27日開催の第133期定時株主総会において年額370百万円以内 (賞与等を含む) と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役 (社外取締役を除く。) の員数は、8名であります。なお、使用人兼務取締役の使用人分給与は支給しないこととしております。
7. 上記6. とは別枠で、取締役 (社外取締役及び国内非居住者を除く。) に対する業績連動型株式報酬の総額は、2018年6月27日開催の第133期定時株主総会において3事業年度を対象として300百万円以内 (2018年に設定する当初は1事業年度を対象として100百万円以内) と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役 (社外取締役及び国内非居住者を除く。) の員数は、8名であります。
8. 社外取締役の報酬等の総額は、2019年6月26日開催の第134期定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の社外取締役の員数は、3名であります。なお、社外取締役には賞与を支給しないこととしております。
9. 監査役に対する報酬等の総額は、2007年6月26日開催の第122期定時株主総会において年額80百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名であります。なお、監査役には賞与を支給しないこととしております。
10. 取締役会は、取締役の報酬に関する透明性を高めるために、社外取締役 吉田勝彦氏を委員長とし、社外取締役 窪木登志子及び大澤善雄の両氏並びに代表取締役社長 佐藤敏彦氏を委員とする報酬委員会に対し、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容の決定を委任しております。報酬委員会は、当該内容の決定が取締役会の決議により報酬委員会に委任されており、報酬等の内容が取締役会で決議された取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針に適合していることから、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は当該方針に沿うものであると判断しております。

4. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

社外役員の重要な兼職先である法人等との間には、特別の関係はありません。

(2) 当期における主な活動状況

地位及び氏名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 窪木登志子	当期に開催された取締役会17回すべてに出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的な見地から発言を行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 当期に開催された指名委員会の6回すべてに出席し、同委員会の委員として、代表取締役社長の選定等に係る審議に参画するなど、独立した客観的な立場で当社の代表取締役社長の選定等における監督機能を担っております。また、当期に開催された報酬委員会の2回すべてに出席し、同委員会の委員として、取締役の報酬の決定方針や報酬水準のあり方に係る審議に参画するなど、独立した客観的な立場で役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
社外取締役 大澤善雄	当期に開催された取締役会17回すべてに出席し、必要に応じ、主に経験豊富な経営者としての見地から発言を行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 当期に開催された指名委員会の6回すべてに出席し、同委員会の委員長として、代表取締役社長の選定等に係る審議に参画するなど、独立した客観的な立場で当社の代表取締役社長の選定等における監督機能を主導しております。また、当期に開催された報酬委員会の2回すべてに出席し、同委員会の委員として、取締役の報酬の決定方針や報酬水準のあり方に係る審議に参画するなど、独立した客観的な立場で役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
社外取締役 吉田勝彦	当期に開催された取締役会17回すべてに出席し、必要に応じ、主に経験豊富な経営者としての見地から発言を行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 当期に開催された指名委員会の6回すべてに出席し、同委員会の委員として、代表取締役社長の選定等に係る審議に参画するなど、独立した客観的な立場で当社の代表取締役社長の選定等における監督機能を担っております。また、当期に開催された報酬委員会2回すべてに出席し、同委員会の委員長として、取締役の報酬の決定方針や報酬水準のあり方に係る審議に参画するなど、独立した客観的な立場で役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。
社外監査役 赤塚 昇	当期に開催された取締役会17回すべてに、また、監査役会13回すべてに出席いたしました。必要に応じ、主に経験豊富な経営者としての見地から、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム、内部監査等について、必要な発言を行っております。
社外監査役 石田八重子	当期に開催された取締役会17回すべてに、また、監査役会13回すべてに出席いたしました。必要に応じ、主に弁護士としての専門的な見地から、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について、必要な発言を行っております。

(注) 社外監査役 石田八重子氏の弁護士としての職務上の氏名は「北代八重子」であります。

IV 会社の体制及び方針

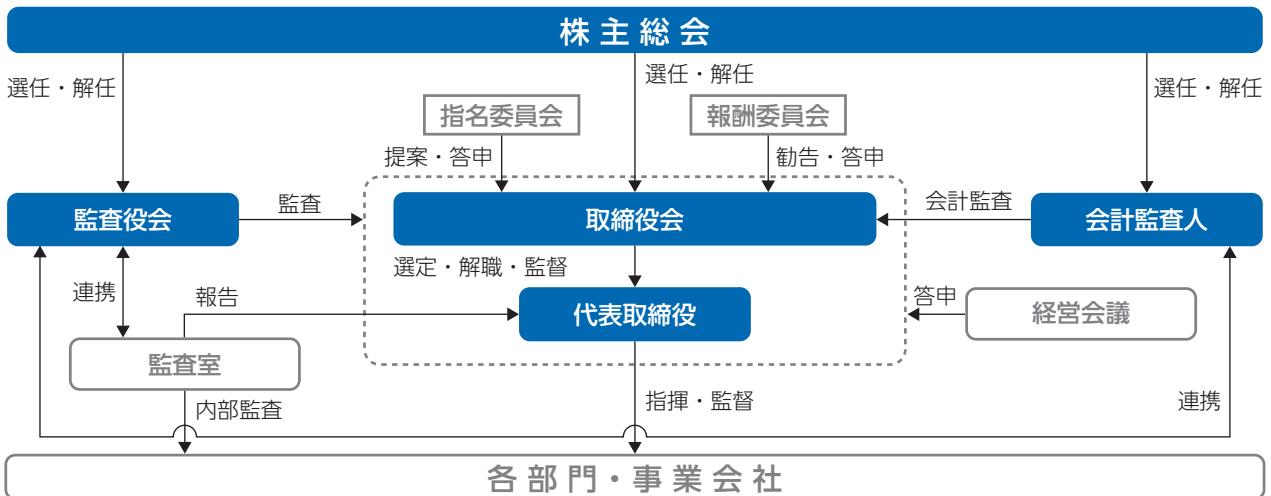
1. コーポレート・ガバナンス

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は社名の由来である「市民に愛され市民に貢献する」を企業理念とし、地域社会はもとより地球環境と調和した持続的な企業活動を通して、社会への貢献とともに企業価値を向上させていくことに努めております。この企業目的を継続的に高めていくためには、経営の透明性確保と多面的な経営への監視機能が重要であると認識し、コーポレート・ガバナンスの充実に向けての取組みを実施しております。

(2) 会社の機関の内容

コーポレート・ガバナンス体制



① 会社の機関の概要

当社は、当社事業内容に精通した取締役5名と独立性が高い社外取締役3名で取締役会を構成しております。また、当社は監査役会制度を採用しており、監査役会は社外監査役2名を含む3名で構成されております。

② 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

当社では、迅速な経営判断と経営の透明性維持のために、常勤取締役、常勤監査役等で構成する経営会議を開催し、取締役会の決議事項その他経営上の重要事項について十分な議論と事前審議を行っております。

取締役会では業務執行に関する決定を行うとともに、業務執行の監督を行っております。業務執行に関しま

しては、代表取締役、担当取締役及び執行役員により業務運営を行っております。当期において、取締役会は17回開催されました。すべての取締役及びすべての監査役は、当期に開催された取締役会のすべてに出席しました。

③ 指名委員会及び報酬委員会

当社は、経営の透明性を高めるために、任意の機関として、指名委員会及び報酬委員会を設置しております。

指名委員会は、代表取締役、取締役社長及び取締役会長の選定等に関する事項を審議し、取締役会に提案すること等を主な職務としております。当期において、指名委員会は6回開催されました。すべての委員は、当期に開催された指名委員会のすべてに出席しました。

報酬委員会は、取締役が受ける報酬等の方針及び基準に関する事項を審議し、取締役会に対し勧告すること等を主な職務としております。当期において、報酬委員会は2回開催されました。すべての委員は、当期に開催された報酬委員会のすべてに出席しました。

各委員会は、取締役会の決議によって選定された3名以上の取締役で構成されており、委員の過半数は社外取締役が占め、1名以上の代表取締役を含むものとしております。なお、各委員会の委員長は、委員の互選によって社外取締役から定めております。

④ 監査役監査、会計監査及び内部監査の状況

各監査役は、監査役会の定めた監査方針や監査計画に従い、取締役会、経営会議及び事業ごとの会議等への出席、取締役等からの職務執行状況の報告や重要な決裁書類等の閲覧、業務及び財産の状況の調査等により取締役の業務執行の厳正な監査を実施しております。また、会計監査人である監査法人日本橋事務所より会計監査の報告を受け、会計監査人と協力して当社及び子会社の監査業務等を効率的に実施し、コーポレート・ガバナンスの更なる充実に向けた取組みを行っております。当期において、監査役会は13回開催されました。すべての監査役は、当期に開催された監査役会のすべてに出席しました。

また、会計監査に関し、当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、監査法人日本橋事務所に所属する折登谷達也及び千葉茂寛の両氏であります。なお、当社の監査業務に係る補助者は、公認会計士9名、公認会計士試験合格者4名、その他8名であり、当社は公正で独立した立場から会計監査を受けております。

会計監査人の再任の可否につきましては、監査役会において審議し、決定しております。なお、再任しない場合は、会社法により定時株主総会に諮ることとなっております。

会計監査人の解任または不再任の決定の方針につきましては、「第140期定時株主総会の招集に際して電子提供措置事項記載書面に記載しないこととした事項 会計監査人の状況 3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針」をご覧ください。

さらに、当社は内部監査部門として監査室を設置し、年間監査計画に基づき、当社及び子会社の業務執行が

適正かつ合理的に行われているかを監査しております。

これらの監査機関及び内部監査部門並びに内部統制部門は、相互に緊密な連絡を取り合っております。

⑤ 社外役員との関係

当社グループと社外取締役である窪木登志子、大澤善雄及び吉田勝彦の各氏並びに社外監査役である赤塚昇及び石田八重子の両氏とは、特別の利害関係はありません。

2. サステナビリティへの取組み

サステナビリティへの取組みにつきましては、シチズングループは「市民に愛され市民に貢献する」という企業理念に基づく「サステナブル経営」をグループビジョンに掲げており、当社の取締役社長を委員長とする「サステナビリティ委員会」がその推進を担っております。また、事業活動による社会課題への影響度を評価し、優先順位をつけた5つのマテリアリティを特定するとともに、社会課題の解決に向けた2030年までのロードマップを開示しております。

事業においては、基本的な市場競争力に加え、マテリアリティと結びついた主要な社会課題の解決に貢献し、事業成長に寄与する製品・サービスである「サステナブルプロダクツ」の創出に取り組んでおります。2023年度は時計、2024年度に工作機械・デバイス・電子機器他の各事業において、外部有識者の意見を参考にしながらサステナブルプロダクツの認定基準を策定しました。2025年度からは、連結売上高におけるサステナブルプロダクツの比率を開示し、2030年に向けたサステナブル経営の実績値として管理していく予定です。加えて、シチズングループでは製品・サービスの製造プロセスにも配慮した「サステナブルファクトリー」というコンセプトで事業を展開しており、2030年までにバリューチェーン全体で、環境への配慮に加えコンプライアンスや人権、労働慣行、BCP、生産性向上などを総合的に配慮した持続可能な生産施設・事業所（もしくは事業プロセス）の実現を目指しております。

人的資本につきましては、「企業の競争力の源泉は人である」という認識のもと、経営戦略の推進に向けた経営課題の解決に取り組んでおります。採用においては、EC販売及びデジタルマーケティングの強化、今後の成長が見込まれるアジア市場等の重点地域戦略を推進すべく、キャリア採用を含め即戦力を重視した採用を行っております。配置・育成においても、タレントマネジメントにより、社員一人一人の経験・スキルを把握し、人材ポートフォリオのギャップを埋めるために必要な教育を行っております。従業員エンゲージメントにおいては、2016年から毎年、社員意識調査を行って実態を把握するとともに、必要に応じて対策を行っております。

また、従業員の健康管理や働きやすい職場づくりを重視した、健康経営に積極的に取り組んでおり、2025年3月に経済産業省と日本健康会議が選定する「健康経営優良法人2025（ホワイト500）」に2年連続

で認定されました。ホワイト500は顕彰を受けた企業のうち、大規模法人部門の上位500社に与えられる称号です。2025年はさらに、健康経営に優れた上場企業として、経済産業省と東京証券取引所が選定する「健康経営銘柄2025」に選定されました。健康経営銘柄は健康経営優良法人の上位500位以内の上場企業から選定されます。

知的財産につきましては、これまで、事業を守るための活動に注力してまいりましたが、今後はさらに、事業の競争力を向上させ、持続的な成長に貢献する活動を推進してまいります。具体的には、市場情報と事業情報に知財情報を融合する活動により、より効果的に経営（事業）戦略の立案・実行に寄与し、最終的に企業価値を向上させることを目的とした知的財産情報の戦略的活用を強化してまいります。

地球規模の課題である気候変動問題の解決に貢献するため、「シチズングループ環境方針」に基づく、「シチズングループ環境ビジョン2050」及び「シチズングループ環境目標2030」を定め、工場・オフィスからのCO2排出量を実質ゼロにすることを目指しております。環境目標の実現に向けて、2020年度には、「気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）」の提言への賛同を表明するとともに、将来的な気温上昇の想定が異なる2つのシナリオ（1.5℃シナリオ、4℃シナリオ）を用い、TCFD提言が要請する気候変動関連のリスクと機会の特定と評価を行いました。特定されたリスクに対しては、気温上昇が進行する4℃シナリオにおけるリスクの低減と国際的に約束した目標が達成される1.5℃シナリオの実現に向け、CO2削減や製品における環境配慮を推進しております。さらに、両シナリオ共通の機会である環境に配慮した経営を推進するため、従来の省エネ活動に加えて、東京事業所及び所沢事業所における使用電力を100%再生可能エネルギー由来の電気に切り替えるとともに、国内外の事業所で太陽光発電施設の設置なども行っております。2024年度には、再生可能エネルギー導入を推進することを表明するため、RE100に加盟しました。

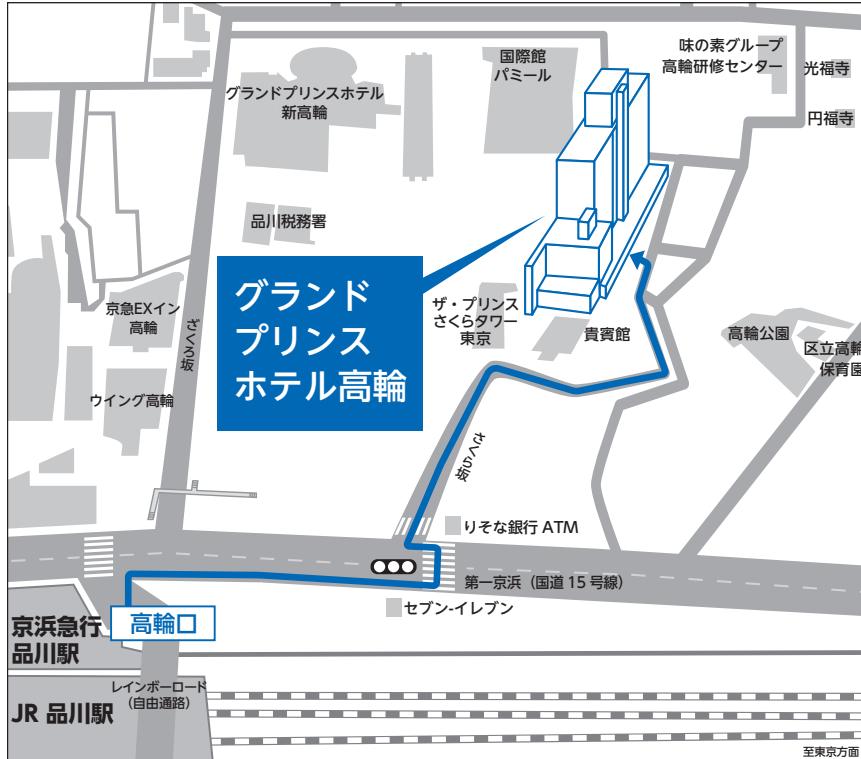
また、当社は、「シチズングループ環境目標2030」で定める、2030年に向けた温室効果ガス排出量削減目標が、パリ協定の目標を達成するための科学的根拠のある水準と認められ、SBTイニシアチブから認定を取得しました。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。ただし、各比率、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額については、表示桁未満の端数を四捨五入して表示しております。

株主総会会場ご案内図

会場 グランドプリンスホテル高輪
地下1階 プリンスルーム
東京都港区高輪三丁目13番1号

交通 JR線・京浜急行線「品川駅」
高輪口より 徒歩約9分



- ・受付開始は午前9時を予定しております。
- ・当日ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
- ・駅、会場付近に工事中の箇所がありますのでご注意ください。

